

つちはし事務所通信

6

June

2012



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2012年6月1日

知っ得情報

定年引上げ等奨励金制度が一部改正されました!

平成24年4月1日から高齢者雇用に関する助成金である「定年引上げ等奨励金」の取り扱いが一部変更されました。

【定年引上げ等奨励金の種類】

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 中小企業定年引上げ等奨励金・ 高齢者職域拡大等助成金・ 高齢者雇用確保充実奨励金・ | <ul style="list-style-type: none">・ 中小企業定年引上げ等奨励金（一部見直し）・ 高齢者職域拡大等助成金（一部見直し）・ （廃止）・ 高齢者労働移動受入企業助成金（新設） |



【中小企業定年引上げ等奨励金の見直し】

1. 支給要件・支給額が見直された（_____が改正箇所）

| < 支給対象事業主 > | < 支給額 > | | | |
|--|-------------|----------------------------|--|--|
| | 企業規模 (人) | (a) 定年の引上げ (65歳以上70歳未満) | (b) 定年の引上げ (70歳以上) 定年の定め の廃止又は希望者全員を 対象とする70歳以上ま での継続雇用制度の導入 | (c) 希望者全員を対象 とする65歳以上70歳 未満までの継続雇用制 度と同時に労使協定に 基づく基準該当者を対 象とする70歳以上ま での継続雇用制度の導 入 |
| 次のいずれかの措置を講じている中小企業事業主(雇用保険の被保険者数が300人以下の事業主) 65歳以上への定年の引上げ 定年の定め の廃止 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度の導入 | 1~9 | 40万円 | 40万円 | 20万円 |
| | 10~99 | 60万円 | 80万円 | 40万円 |
| | 100~300 | 80万円 | 120万円 | 60万円 |

この助成金にはほかにも要件がありますので、ご興味のある方はお問い合わせください。

2. その他、制度導入後の「6ヶ月経過」の要件の廃止等の改正が行われた。

【高齢者労働移動受入企業助成金（新設）】

定年を控えた高齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業への雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により、失業を経ることなく雇い入れる事業主に対して、雇入れ1人につき70万円（短時間労働者40万円）を支給する助成金が創設されました。

注：平成24年4月6日以降に対象者を雇い入れた場合に限りです。

上記助成金についてご興味がありましたら、つちはし事務所までお問い合わせください。

政府は、昨年暮れに社会保障・税一体改革関係5閣僚による会合を開き、社会保障・税一体改革の素案をとりまとめました。改革の方向として、子ども・子育て支援の強化や、多様な働き方を支える社会保障制度などを挙げ、財源については、消費税率を2014年4月より8%、2015年10月より10%へ段階的に引き上げることなどを盛り込んでいます。消費税の引き上げという痛手を伴う改革がどのようなものなのか？ その改革の方向性を確認しておきましょう。

【概要】公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案

< 主要項目 >

年金制度の最低保障機能の強化を図り、あわせて、年金給付の重点化・効率化を図るため、受給資格期間の短縮（25年→10年を検討）、低所得者等への年金額の加算、高所得者の年金額の調整を行う。

〔税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行〕

基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度を平成26年度と定める。

〔税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行〕

平成24年度に発行する交付国債の償還に関する事項を定める。

〔公布日から施行〕

短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。

〔平成28年4月から施行〕

厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。

〔2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行〕

遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。〔税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行〕

～、については、税制抜本改革により得られる税収（消費税収）を充てることになっています。それに対して、と は、消費税アップが実現しなくても、改正される可能性があります。

の「短時間労働者への適用拡大」について、考えられている対象者は以下2つの要件を満たす人です。

要件1：「1週間の労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である」または、「1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満である」

要件2：次の～のすべてを満たしている

1週間の所定労働時間が20時間以上である

当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれる

報酬（最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く）の

月額が7万8千円以上である

学生等でない



あとがき つちはし事務所より

1年間の労働保険料を計算する**労働保険の年度更新作業**と、1年間の社会保険料を決定する**社会保険の算定作業**はどちらも7月10日まで。今月は両方の作業を、平行して行う社労士事務所の繁忙月となります。顧問先様につきましては、労働局からの申告書、年金事務所からの算定届などが会社に届きましたら、つちはし事務所の担当者までご一報をお願いいたします。また、賃金台帳や出勤簿等の資料についても、必要な物については担当者からご連絡いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

これらの作業の他にも、50人以上の会社であれば「**高年齢者雇用状況報告**」や、「**障害者雇用状況報告**」の書類が送られてきますが、こちらの締切りは7月17日。報告書の書き方等で不明な点があれば、お問い合わせください。資料をいただければ、当方で報告書を作成いたします。また、**健康保険の被扶養者の資格確認**の書類も、5月末から順次事業所様に届く予定となっています。こちらも届きましたらつちはし事務所までご連絡をお願いいたします。

このほかにも、様々な調査や報告書など、この時期はどちらの会社も**怒濤の事務作業ラッシュ**。「も～！大変」本来行う仕事のための時間がとれない、売上を上げるマーケティング等戦略的な時間が取れないとお困りの場合は、**人事労務事務のアウトソーシング**という選択も、会社を元気にする有効な方法です。詳しくはつちはし事務所まで。